

1. 事業説明資料（事前提出）

納税協力会数・納付額等の推移

年度	協力会数 A	会員数	(1) 協力会の納期内納付状況		(2) 納期内納付率(金額ベース)		(3) 協力会による収納状況		
			納期内納付率 100%B	B/A	協力会	協力会を除く	協力会による収納額C	納期内納付全額 (現年度分)D	協力会取扱分 C/D
17	349 団体	16,923 人	79 団体	22.6 %	95.0 %	78.2 %	5,671,637 円	35,782,126 円	15.9 %
18	334 団体	16,370 人	85 団体	25.4 %	94.7 %	77.2 %	5,145,766 円	35,557,626 円	14.5 %
19	326 団体	16,005 人	75 団体	23.0 %	94.5 %	76.3 %	5,114,751 円	36,571,736 円	14.0 %
20	307 団体	14,324 人	86 団体	28.0 %	94.1 %	75.0 %	4,833,433 円	36,119,902 円	13.4 %
21	292 団体	13,818 人	75 団体	25.7 %	94.5 %	73.9 %	4,558,602 円	34,668,754 円	13.1 %
22	285 団体	13,716 人	72 団体	25.3 %	94.5 %	76.2 %	4,332,063 円	34,891,804 円	12.4 %
23	280 団体	13,608 人	71 団体	25.4 %	94.6 %	75.8 %	4,181,057 円	33,913,184 円	12.3 %
24	275 団体	11,323 人	81 団体	29.5 %	95.0 %	76.6 %	3,771,939 円	32,582,346 円	11.6 %
25	266 団体	11,012 人	73 団体	27.4 %	95.0 %	76.9 %	3,655,692 円	32,816,728 円	11.1 %
26	258 団体	10,943 人	63 団体	24.4 %	95.3 %	86.4 %	3,542,156 円	36,670,739 円	9.7 %

※集計対象の税目は、市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税のみ。

○金沢市納税奨励規程

昭和 37 年 4 月 1 日

告示第 10 号

[昭和 25 年 10 月 1 日告示第 50 号金沢市納税奨励規程を全文改正]

第 1 条 納税思想の啓発及び納税成績の向上を図るため、この規程により設置する納税協力会及び納税貯蓄組合法(昭和 26 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する納税貯蓄組合で市民税(普通徴収に係る個人の市民税に限る。)、固定資産税又は都市計画税の各税(以下「市税」という。)を納入する組合(以下「納税協力会等」という。)に対し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付する。

第 2 条 納税協力会等は、納税資金の貯蓄を図り市税を期限内に納入するため、一定地域又は職域内若しくは同一業種の納税義務者で組織するものとする。

第 3 条 納税協力会等を設置しようとするときは、代表者は次の各号に掲げる事項を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員又は組合員(以下「会員等」という。)の住所、氏名を記載した名簿

第 4 条 納税協力会等は、解散しようとするとき、規約を改正しようとするとき、又は役員若しくは会員等に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第 5 条 奨励金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額は、納税貯蓄組合法第 10 条第 1 項ただし書に規定する費用の額を限度とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる市税の納付件数(会員等に係る納期ごとに納付すべき市税の件数(固定資産税及び都市計画税にあつては、これらをあわせて 1 税目とみなして算定した件数とする。以下同じ。))のうち、当該納期限までに納付した市税の件数をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

市税の納付件数の区分	額
40 件以上 200 件未満	30,000 円
200 件以上 300 件未満	50,000 円
300 件以上 400 件未満	70,000 円
400 件以上 500 件未満	90,000 円
500 件以上 600 件未満	110,000 円
600 件以上 700 件未満	130,000 円
700 件以上 800 件未満	150,000 円
800 件以上 900 件未満	170,000 円
900 件以上 1,000 件未満	190,000 円
1,000 件以上	210,000 円

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額に、市税の納付件数(口座振替の方法により納付された市税の納付件数を除く。以下この号において同じ。)を乗じて得た額

ア 納税協力会等が会員等に係るすべての納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数 1 件につき 300 円

イ 会員等が個々に納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数 1 件につき 50 円

(3) 一の新たに設立した納税協力会等につき、20,000 円

2 前項第 2 号に規定する市税の納付件数を算定する場合においては、すべての納期に係る納付額に相当する金額の市税を一括して納付した場合の件数は、これを 1 件とみなす。

第 6 条 市長は、前条の規定によりその額を算定した当該年度に係る奨励金を、当該年度の末日までに交付する。

第 7 条 市長は、納税成績の優良な納税協力会等及び会員等で、納税上特に功労があった者に対し表彰することがある。

2 市長は、納税成績が不良で改善の見込みがないと認められるもの、又は著しく会員等の減少した納税協力会等に対してその承認を取り消すことができる。

第8条 市長は、必要に応じ、納税協力会等に対し改善上の指示を与え、又は諸帳簿その他の書類の提示並びに報告を求めることができる。

附 則

この告示は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、第5条中第1号及び第2号に規定する奨励金で、昭和37年4月中に交付する奨励金の額の計算については、なお、従前の例による。

附 則(昭和38年4月1日告示第16号)

この告示は、昭和38年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正前の規程の規定に基づいて交付する第5条第1号及び第2号に規定する奨励金で、昭和38年4月中に交付する奨励金については、なお、従前の例による。

附 則(昭和53年3月29日告示第15号)

この告示は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度分の奨励金から適用する。

附 則(昭和56年4月30日告示第33号)

- 1 この告示は、昭和56年度分からの奨励金について適用する。
- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の別記様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和63年3月25日告示第16号)

- 1 この告示は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、昭和63年度分からの奨励金について適用し、昭和62年度分までの奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に存する改正前の別記様式の書式による用紙は、昭和63年4月30日まで使用することができる。

附 則(平成6年3月28日告示第27号)

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成5年度分までの奨励金については、なお従前の例による。

- 3 平成6年度分の奨励金に限り、改正後の第5条第2号の規定にかかわらず、同号中「200,000円」とあるのは、「300,000円」とする。

附 則(平成8年3月29日告示第49号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月24日告示第270号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市納税奨励規程の規定は、平成12年度分からの奨励金について適用し、平成11年度分までの奨励金については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月31日告示第71号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2. 事業説明資料（追加提出）

1. H26年度 1協力会当たりの平均納期内納付件数調(口座振替除く)

(H26年度末現在)

協力会種別	税目	納税義務者数	納期内納付件数	1協力会当たりの平均納期内納付件数
一括送付 142団体	市県民税	1,561	2,772	19.5
	固定・都計税	4,028	7,157	50.4
個別送付 109団体	市県民税	1,351	873	8.0
	固定・都計税	4,111	2,543	23.3
納付なし 10団体 ※解散済 6団体 解散手続き中4団体	市県民税	0	0	0.0
	固定・都計税	0	0	0.0
合計 261団体	市県民税	2,912	3,645	14.5
	固定・都計税	8,139	9,700	38.6

2. H26年度 口座振替加入率調

		H25年度 (a)	H26年度 (b)	差引 (b) - (a)
市 県 民 税 (普 通 徴 収)	納税義務者数 (A)	77,984	77,588	△ 396
	口座振替利用者数 (B)	21,420	21,507	87
	口座加入率 (B)/(A)	27.47%	27.72%	0.25%
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	納税義務者数 (A)	172,062	172,763	701
	口座振替利用者数 (B)	86,486	88,668	2,182
	口座加入率 (B)/(A)	50.26%	51.32%	1.06%
(参考) 軽 自 動 車 税	納税義務者数 (A)	99,631	101,529	1,898
	口座振替利用者数 (B)	20,487	21,222	735
	口座加入率 (B)/(A)	20.56%	20.90%	0.34%
計	納税義務者数 (A)	349,677	351,880	2,203
	口座振替利用者数 (B)	128,393	131,397	3,004
	口座加入率 (B)/(A)	36.72%	37.34%	0.62%